平成２６年（フ）第１９３号
兵庫県伊丹市昆陽南１丁目11番１－D706号
破産者　大和　龍馬
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２２６号
兵庫県川西市新田３丁目19番13号201
破産者　福本すま子
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第４号
福岡県京都郡苅田町大字与原1737番地５
破産者　谷頭　妙子
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第２０２号
茨城県土浦市荒川沖西１丁目８番７号、住民票上の住所茨城県土浦市荒川沖西１丁目８番13号
破産者　三浦清次郎
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第３３号
新潟県長岡市下柳３丁目５番31号　ハーバルガーデンＡ棟、前住所新潟県魚沼市中原151番地１
破産者　岩白　久義
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第４９６号
京都市中京区西ノ京池ノ内町24番地
破産者　小島　正裕
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１７号
広島県尾道市御調町岩根33番地１
破産者　沖野　正行
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第２０１号
長崎県長崎市勝山町43番地４　ビバシティ勝山902、開始決定時の住所長崎県長崎市矢の平２丁目16番27号
破産者　松尾リツ子
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９９号
長崎県長崎市富士見町15番８－206号、旧住所長崎県長崎市三原１丁目１番25―204号
破産者　野田　俊盛
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６９９号
福岡県春日市須玖北５丁目120番地　アルカディアＳＵＫＵ２・201号
破産者　前田　　工
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７５号
福岡県筑紫野市永岡976－１　牧病院、住民票の住所福岡県筑紫野市大字山口3195番地１
破産者　川原　秀斗
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９６６号
福岡県宗像市稲元２丁目14番10―201号、破産手続開始決定時の住所福岡県宗像市陵厳寺４丁目１番１－804号
破産者　安本良子こと　盧　與志子
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８１６号
福岡県春日市若葉台西３丁目98番地　コーポ若葉102号
破産者　栗山　純一
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５８号
福岡市城南区七隈３丁目16番36号
破産者　串崎あゆみ（旧姓松隈）
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２号
徳島県鳴門市撫養町林崎字北殿町31番地２　セサミハイツ202号、旧住所徳島県鳴門市大津町吉永251番地13
破産者　鴻野　光子
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０号
秋田県山本郡三種町浜田字日向下97番地４
破産者　三浦　晃子
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第３２号
秋田県能代市字新山前52番地83
破産者　小笠原　望
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部